

平成30年（行コ）第35号 石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件（原審・長崎地方裁判所平成27年（行ウ）第4号）

控訴人 岩下和雄 外

被控訴人 国

判 決 骨 子

【事案の概要】

本件は、「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）の起業地内に存する土地若しくは起業地内に存する土地上に存在する建物の所有者若しくは共有者、起業地内に存する土地上に存在する建物の居住者又は同建物の元居住者である控訴人らが、処分行政庁である国土交通省九州地方整備局長が土地収用法（以下「法」という。）20条（法138条1項により準用される場合を含む。）に基づいてした本件事業に係る事業認定処分（平成25年9月6日付け九州地方整備局告示第157号に係るもの）は、法20条3号（事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること）及び4号（土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること）に違反する違法な処分であるとして、処分行政庁を設置する被控訴人に対し、本件事業認定の取消しを求める事案である。

【争点】

本件の争点は、①控訴人居住者ら（本件収用地に含まれる土地上の建物に居住する者）及び控訴人元居住者ら（過去に本件収用地に含まれる土地上にあった建物に居住していたが、遅くとも本件訴え提起時には同建物に居住していなかった者）等の原告適格、②法20条3号の要件該当性、③法20条4号の要件該当性である。

【当裁判所の判断】

1 争点①について、控訴人居住者らは、控訴人所有者ら（本件事業認定時から現在まで本件収用地に含まれる土地又は土地上の建物について所有権を有する者）が所有する建物に控訴人所有者らと共に居住する者であるところ、土地収用法の定める内容か

らすれば、建物所有者と共に居住している者については、その受ける不利益は所有者らの損失に含めて評価されるべきものであって、建物所有者とは別個独立に補償を受けるべき正当な利益を有する等の事情がない限り、土地収用法上保護されるべき個別的利益を有するとはいえないと解するのが相当であり、控訴人居住者らが控訴人所有者らとは別個独立に補償を受けるべき正当な利益を有すると認めるに足りる証拠はなく、同人らは起業地内に個々人の個別的利益として保護すべき財産的権利を有しないというべきであるから、本件において原告適格があるということとはできない。

また、控訴人元居住者らも、起業地内に個々人の個別的利益として保護すべき財産的権利を有しないから、本件において原告適格があるということとはできない。

2 争点②について、法の目的等に鑑みれば、法20条3号に定める「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」とは、当該土地が当該事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益と、その土地が当該事業の用に供されることによって失われる私的な利益及び公共の利益を比較衡量した結果、前者が後者に優越することをいうものと解するのが相当である。そして、その判断は、具体的には事業計画の内容、事業が達成されることによってもたらされる公共の利益、起業地の状況やその有する私的及び公共的価値等の多種多様な利益の比較衡量に基づく総合判断として行われるべきものであって、その性質上、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠である。そうすると、このような判断は、事業の認定をする行政庁の裁量に委ねられているというべきであり、裁判所が、これを審査するに当たっては、それが裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとすべきものと解す

るのが相当である（最高裁平成18年11月2日第一小法廷判決参照）。

本件事業についてこれを見るに、本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益はこれによって失われる利益に優越していると認められ、申請案が経済性及び社会性の両面において最も優れているとした本件起業者の判断が不合理であるともいえないから、本件事業が法20条3号所定の要件を充足するとした処分行政庁の判断に裁量を逸脱し又は濫用した違法はない。

- 3 争点③について、本件事業について土地及び漁業権を収用し又は使用する公益上の必要性があり法20条4号所定の要件を充足するとした処分行政庁の判断が合理性を欠くものとはいえず、同判断に裁量を逸脱し又は濫用した違法はない。
- 4 以上から、原告適格が認められない控訴人らの訴えはいずれも不適法であるから却下し、その余の控訴人らの各請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がない。

以 上